

## 藤岡市民商品券事業取扱店募集要領

### 1 藤岡市民商品券の発行について

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、地域経済の活性化につながるよう、市内で使用できる商品券を市民1人当たり1万円分配布します。藤岡市民商品券の配布にあたっては、別に定める藤岡市民商品券事業実施要綱に基づき行います。

### 2 藤岡市民商品券について

- (1) 名 称 藤岡市民商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発 行 者 藤岡市
- (3) 対 象 者 令和8年1月1日時点で、藤岡市に住民登録のある者  
令和8年1月2日から3月31日までに出生した者
- (4) 発行金額 1人当たり1万円（1千円×10枚）
- (5) 使用期間 令和8年9月30日まで
- (6) 配布方法 世帯主に対し「ゆうパック」にて郵送

### 3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 額面に満たない場合の釣銭は出ません。
- (2) 使用期限を過ぎた商品券は利用できません。
- (3) 商品券の紛失及び盗難に対し、藤岡市はその責を負いません。

### 4 取扱店の参加資格

藤岡市内に店舗や事業所を営む事業者とし、次に該当する店舗及び事業者を除いたもので、藤岡市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗
- (2) 藤岡市暴力団排除条例（平成24年藤岡市条例第23号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する事業者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、商品券発行目的から市長が取扱店として不適当と判断した事業者

### 5 商品券の取扱い

商品券は、藤岡市内の取扱店舗においてのみ使用できるものとし、次に該当する者は除くものとします。

- (1) 不動産、金融商品その他出資又は債務の支払
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- (3) 各種支払カード、インターネットアプリケーション等への入金に係る支払
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料その他国又は地方公共団体への支払（公共料金、公営ギャンブルを含む。）
- (6) 商品の仕入れ等、取扱店自らの事業上の取引
- (7) 現金との換金又は金融機関への預入れ
- (8) 特定の宗教・政治団体と係るもの又は公序良俗に反するものへの支払い
- (9) その他市長が不適当と認めるもの

## 6 登録店舗の手続きについて

### ① 申込方法

「藤岡市民商品券発行事業参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、藤岡市商業観光課商業振興係（下記②）にFAX、持参または、電子申請により申請していただきます。

### ② 申込書の提出先

藤岡市商業観光課商業振興係

TEL：0274-40-2318 FAX:0274-24-4414

### ③ 申込後の審査及び承認

申込をした事業者は、市の審査を経て取扱店舗として承認します。承認をされた事業所には、「取扱店舗証明書」や取扱店に必要な物品などを随時送付します。

### ④ その他

市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申込書を作成の上、申込いただきます。

## 7 換金について

市は、商品券が使用された場合、事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払います。

その他、詳細については、「取扱店舗証明書」を送付の際にお知らせいたします。

## 8 取扱店舗の取消など

商品券の取扱いにあたり、違反する行為が認められる場合、換金の拒否や取扱店舗の承認を取り消す場合があります。